

狭あい道路解消に向けた取組の推進

令和6年度当初予算：
地域防災拠点建築物整備緊急促進事業(106.40億円)の内数、
社会資本整備総合交付金等の内数

狭あい道路の解消を促進し、安全な住宅市街地の形成を図るため、狭あい道路の拡幅等整備への支援を強化する。

※狭あい道路：主に、幅員が4m未満である狭い私道 等

<制度の概要>

狭あい道路の現状

建築基準法における原則

- ・建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接すること
- ・法適用時に幅員4m未満の道路にしか接していなかった場合は、**建替えの際、当時の道路中心線から2m以上セットバック**



⇒ 建替え等の際にセットバックを求めることで、狭あい道路を解消し、市街地の安全上必要な道路幅員を段階的に確保

取組の必要性

- ・法適用時（主に昭和25年の法制定時）の敷地と道路の状況が不明確であること等により、不動産取引や建築確認時にトラブルが多発、着工遅延等により円滑な建築活動を阻害
- ・狭あい道路は、災害時に消防活動等に支障を生ずる等、安全面で大きな課題
- ・セットバックによる狭あい道路の解消アプローチだけでは、対応が困難なケースも存在

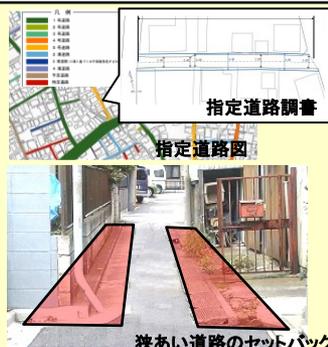
背景・課題

- ・令和3年3月に閣議決定された住生活基本計画の基本的な施策に狭あい道路解消に向けた取組が位置づけられ、狭あい道路に関する目標設定等、狭あい道路解消に向けた更なる取組が求められている。
- ・令和5年度中に、狭あい道路の解消に向けた取組内容を整理し、地方公共団体にとって参考となるガイドライン※をとりまとめる予定。
※重点路線の指定・選定方法を記載予定
- ・改正空家法による規制合理化を踏まえた連携強化が求められている。

【改正空家法衆議院附帯決議】
〈十四〉本法の特例により、狭あい道路が更に狭あいになることがないようにすること。また、空家等に関する除却を行う際に、狭あい道路を拡幅するなどの災害対策と空き家対策の連携方策について、検討を進めること。

狭あい道路整備等促進事業の概要

- 補助対象 ①建替え・セットバックを円滑化するため、地方公共団体が行う狭あい道路の情報整備に要する費用
- ②避難路等の安全性を確保する必要性の高い箇所では、狭あい道路のセットバックに要する費用や、敷地の共同化・一部道路化等を併せた無接道敷地の解消に要する費用



- 交付率 地方公共団体が実施する場合：1/2
民間事業者等が実施する場合：国1/3 地方1/3 民間1/3

- 期限 ①情報整備について、令和7年3月31日まで
②拡幅等整備について、令和11年3月31日まで

※②において、事業実施について期限までに土地所有者等の同意を得ている場合は、期限後の事業も対象

狭あい道路情報整備モデル事業の概要

(※地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の拡充)

- 事業内容 狭あい道路の解消に向け、重点的に安全性を確保すべき地域及び重点的に拡幅等整備を行う路線を指定し、地域における狭あい道路の整備方針を策定するために要する調査検討や、地域コミュニティとの交渉・調整等に関するモデル的な取組を行う者に対し支援を行う。
- 補助対象 整備方針の策定に係る実態把握調査や情報分析・検討等に要する費用
・ 地域のコミュニティとの交渉・調整に係る専門家やコンサル派遣費用
- 補助対象事業者 地方公共団体（ただし、次のイ及びロに該当する場合に限る。）
イ 指定道路図及び指定道路調書を作成・公表していること。
ロ 地域の実情に応じて重点地域及び重点路線を指定し、整備方針を策定した上で、これらを公表すること。

- 交付率 定額補助
- 期限 令和8年3月31日まで